

# 三花まつりにお出かけください!

## 2019やとみ春まつり

- ▼とき 4月13日(土)正午～午後3時30分  
14日(日)午前9時～午後3時30分
- ▼ところ 文化広場
- ▼内容 3月中旬に配布しました「2019やとみ春まつりパンフレット」をご覧ください。

☎ 市役所商工観光課 (内線252)

## 芝桜まつり2019

今月中旬より三ツ又池公園の芝桜が見ごろを迎えます。約10万株の白やピンクの鮮やかなじゅうたんを見ながら楽しいひとときを過ごしませんか。  
まつり当日は、金魚すくいなどいろいろな飲食・即売ブースも出店され、ミス弥富金魚・ミス弥富も来場します。ぜひ皆さん、お越しください!

- ▼とき 4月20日(土)、21日(日)  
午前9時～午後3時
- ▼ところ 三ツ又池公園 ※無料駐車場あり
- ▼内容 金魚すくいのほか飲食・即売ブース、フワフワドーム、スタンプラリー、ミス弥富金魚・ミス弥富撮影会



☎ 市役所商工観光課 (内線252)

## 森津の藤まつり

樹齢約350年の歴史ある藤棚「森津の藤」で、見ごろの藤を楽しむ藤まつりを開催します。  
また、まつりの期間中、公園内に移設された名誉市民服部擔風氏の書齋「藍亭」の内部を見学できます。

- ▼とき 4月27日(土)、28日(日)  
午前10時～午後3時
- ▼ところ 森津の藤公園 ※無料駐車場あり
- ▼内容  
27日  
茶会・「藍亭」見学会(午前10時～)、  
コーラス十四山(午前11時～【雨天中止】)・  
森津保存会神楽太鼓(午後1時30分～【雨天中止】)  
28日  
ミス弥富金魚・ミス弥富来園(午前10時)、  
茶会・「藍亭」見学会(午前10時～)、ポップス演奏・  
森津保存会雅楽・浦安の舞(午後1時30分～【雨天中止】)  
※茶会はなくなり次第終了



☎ 歴史民俗資料館 ☎65-4355

## やとみ春まつり・芝桜まつり写真コンテストを開催

やとみ春まつり・芝桜まつりでは、写真コンテストを開催します。まつり当日の風景や「ミス弥富金魚・ミス弥富撮影会」などで撮った写真をご応募ください。

☎ 市役所商工観光課 (内線252)



## 児童手当制度についてのご案内

児童手当と特例給付は、市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母などに支給されます。

### 児童手当と特例給付の支給額

児童の年齢	児童1人当たりの月額	
	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)	
中学生	10,000円	

※児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、特例給付となります。  
※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

### 所得制限

扶養人数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

### 支給月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

### 認定請求(申請)

出生や転入など新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。  
認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。(出生や転入が月末の場合、申請日が事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、事由発生日の翌月から支給対象となります。)

■申請に必要なもの ※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

- 印鑑 ○申請者の健康保険証 ○申請者名義の通帳 ○申請者と配偶者の個人番号(通知)カード
- 申請者の本人確認書類

### その他の届出

次の場合には届出が必要です。

- ・受給者や児童が転出するとき
- ・新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・振込口座を変更したいとき
- ・児童の父母のうちで主たる生計維持者が変更になったとき
- ・その他家庭状況に変更が生じたとき

☎ 市役所児童課 (内線153・154)

## 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額の改定について

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給額が平成31年4月1日より改定されます。

		～平成31年3月(月額)	平成31年4月～(月額)	
児童扶養手当	本体額	全部支給	42,500円	42,910円
		一部支給	42,490円～10,030円	42,900円～10,120円
	第二子加算額	全部支給	10,040円	10,140円
		一部支給	10,030円～5,020円	10,130円～5,070円
	第三子以降加算額	全部支給	6,020円	6,080円
		一部支給	6,010円～3,010円	6,070円～3,040円
特別児童扶養手当	1級	51,700円	52,200円	
	2級	34,430円	34,770円	

☎ 市役所児童課 (内線153・154)